

## 最低制限価格算定の一部見直しについて

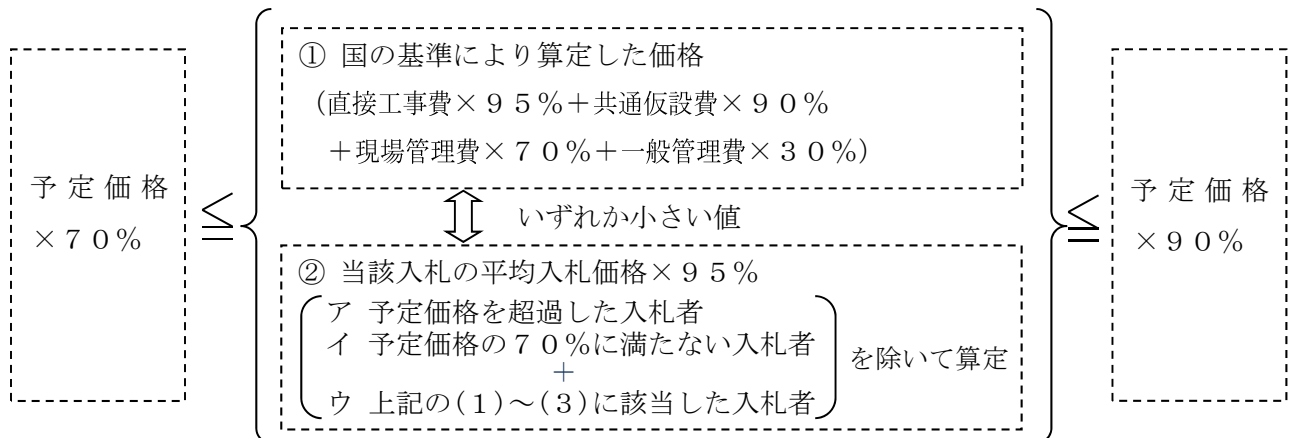
工事請負の一般競争入札において導入している最低制限価格の算定につきまして、以下のように一部見直します。

### <見直し内容>

開札時において以下に該当すると判明した場合には、平均入札額の算入対象から除外します。

- (1) 当該入札に設けられた業種・等級の要件を満たさない者
- (2) 名古屋市内に本店を有するという地域要件を設けた入札において、本店所在地が名古屋市内に無いことが明らかと判断される者
- (3) その他、指名停止期間中の者、開札前に錯誤等により契約の履行ができない旨の申し出をした者など

(参考図)



### <実施時期>

平成23年2月公告分から実施

### <その他>

- ・低入札価格調査基準価格の算定についても、同様に見直します。ただし、失格基準価格を設定する総合評価落札方式の入札については、上記イに代えて予定価格の66.5% (70% (調査基準価格の下限) × 95%) に満たない入札者を除きます。
- ・電子調達システムでは、今回の見直しにより算入対象から除外することとした入札者については、電算処理上「無効」と表示されます。